

公立大学法人札幌市立大学公益通報等に関する規程

令和3年4月1日

令和3年規程第9号

改正 令和4年規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、教職員の公益通報等に関し必要な事項を定め、教職員の職務に関する法令遵守及び職業倫理の保持を図り、公正な職務の遂行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員等 次に掲げる者とする。

ア 公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則（平成18年規則第16号）

第2条第3号に規定する教職員又は公益通報の日前1年以内に教職員であった者

イ 公立大学法人札幌市立大学非常勤講師就業規則（平成18年規則第1

7号）第1条に規定する非常勤講師又は公益通報の日前1年以内に非常勤講師であった者

ウ 公立大学法人札幌市立大学契約職員就業規則（平成18年規則第18

号）第1条に規定する契約職員又は公益通報の日前1年以内に契約職員であった者

エ 本学の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な

運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定するもの）又は公益通報の日前1

年以内に本学に派遣されていた派遣労働者

オ 本学が公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項

第3号の事業者として労務の提供を受ける場合の当該労務を提供する者又は公益通報の日前1年以内に当該労務を提供していた者

カ 定款第8条に定める役員又は公益通報の日前1年以内に役員であった

者

(2) 公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなく、本学における職務上の行為に関し、第4条第1項各号に規定する事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

(3) 公益通報者 公益通報を行う教職員等をいう。

(公益通報の処理体制)

第3条 公益通報処理責任者は理事長とする。

2 公益通報処理責任者の下に公益通報管理者を置き、経営等担当理事(常勤)をもって充てる。

3 公益通報管理者は、公益通報の処理に関する事務を総括する。

4 公益通報管理者の下に公益通報窓口を置く。

5 公益通報窓口の処務は事務局経営企画課が行う。

6 公益通報処理責任者に事故があるとき又は公益通報処理責任者が欠けたときは、公益通報管理者がその職務を代行する。

7 前項の場合又は公益通報管理者に事故があるとき若しくは公益通報管理者が欠けたときは、事務局次長が公益通報管理者の職務を代行する。

(公益通報の手続)

第4条 教職員等は、職務上の行為に関し、次の各号に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料される場合には、公益通報窓口又は当該事実について処分又は勧告等の権限を有する行政機関に対して公益通報を行うことができる。

(1) 法令、条例、学則、規則その他規程類に違反する行為の事実

(2) その他公立大学法人としての信頼を損なう行為の事実

2 公益通報は、文書又は電子メールにより行うものとする。ただし、公益通報処理責任者が特に認めた場合は、この限りでない。

(公益通報者の責務)

第5条 公益通報者は、公益通報に際しては、誠実に行わなければならない。

2 公益通報者は、公益通報に関して行われる調査に対して協力しなければならない。

(公益通報の受理)

第6条 公益通報を受けた公益通報窓口は、公益通報者の秘密を保持しつつ、公益通報者の氏名及び連絡先を確認し、通報に係る事実の内容を確認しなければならない。

2 公益通報管理者は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名の公益通報者又は当該通知を希望しない公益通報者（以下「匿名公益通報者等」という。）に対しては、この限りでない。

3 前項の規定により公益通報を受理した旨の通知をするときは、対応に必要と見込まれるおおむねの期間についても併せて通知するよう努めるものとする。

4 公益通報管理者は、通報が次の各号のいずれかに該当する場合、公益通報として受理しない。

(1) 他人に危害を与える目的その他不正な目的であることが明らかな場合

(2) 通報対象事実に該当しないことが明らかな場合

(3) 通報者に当該事案の内容について説明を求めても内容等を把握できない場合

(調査の実施)

第7条 公益通報管理者は、公益通報を受理した場合には、調査の必要性を十分に検討し、特別な事情がある場合を除き、調査を行う場合にはその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を、当該公益通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名公益通報者等に対しては、この限りでない。

2 公益通報管理者は、調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守りつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法により行わなければならない。

3 公益通報管理者は、通報された内容に関する事実関係の調査について、関係部局長、関係委員会等の長又は事務局関係課に必要な応じて指示するものとする。

4 公益通報管理者は、調査を行うため必要があると認めるときは、教職員等及びその他の関係者で構成する調査委員会を設置することができる。

5 公益通報管理者は、公益通報者に対して、関係者の秘密、信用、名誉、プ

ライバシー等を守ったうえで、調査中の進捗よく状況を適宜通知するように努めるとともに、調査結果を遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名公益通報者等に対しては、この限りでない。

6 教職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

(調査委員会)

第8条 調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 公益通報管理者が指名する理事 1名
- (2) 関係部局長、関係委員会等の長又は事務局次長 3名以内
- (3) 外部の専門家 1名
- (4) その他公益通報管理者が必要と認めた者 若干名

2 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、公益通報管理者が指名する委員がその職務を代行する。

5 公益通報に係る事案に関係する者は、調査委員会委員になることができない。

6 調査委員会は、公益通報に係る事案の調査を行い、是正及び再発防止のための措置の必要性について検討する。

7 調査委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 委員長は、調査が終了したときは、その結果を速やかに公益通報管理者に報告しなければならない。

9 調査委員会は、前項に規定する報告が終了した時点で解散する。

10 調査委員会の処務は、公益通報窓口において処理する。

(是正措置等)

第9条 公益通報管理者は、調査の結果、第4条第1項各号に定める事実があった場合には、理事長に対し、速やかに是正又は再発防止のための措置その他必要な措置(以下「是正措置等」という。)をとるよう通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定による通知を受け、是正措置等をとった場合には、

その内容を公益通報管理者及び監事に報告しなければならない。

- 3 公益通報管理者は、前項の規定による報告があった場合には、その内容を適正な業務の遂行及び関係者の秘密等を守りつつ、公益通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名公益通報者等に対しては、この限りでない。

(秘密の保持等)

第10条 公益通報の処理に従事する者又は従事した者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 公益通報の処理に従事する者は、自らが関係する公益通報の処理に関与してはならない。

(公益通報者等の保護)

第11条 公益通報者及び公益通報に関する調査に協力した者(以下「調査協力者」という。)は、正当な公益通報をしたこと又は公益通報に関する調査に協力したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 正当な公益通報をしたこと又は公益通報に関する調査に協力したことを理由として不利益な取扱いを受けた者は、その旨を公益通報窓口に通報することができる。

- 3 公益通報管理者は、前項の規定による通報を受けた場合は、当該通報に係る事実について調査するとともに、必要と認めるときには、是正措置等を講じ、又は理事長に対し是正措置等を講じるよう通知するものとする。

- 4 理事長は、前項の規定による通知を受け、是正措置等を講じた場合には、その内容を公益通報管理者に報告しなければならない。

- 5 公益通報管理者は、第3項の規定により是正措置等を講じた場合又は前項の規定により是正措置等を講じた旨の報告があった場合には、関係者の秘密等を守りつつ、その内容を公益通報者又は調査協力者に対し遅滞なく通知するよう努めなければならない。ただし、匿名公益通報者等又は調査協力者のうち匿名により協力した者若しくは当該通知を希望しない者に対しては、この限りでない。

(外部通報窓口)

第12条 公益通報処理責任者は、教職員等以外の者で公益通報に係る職務を

公平で中立的な立場で遂行することができる者に、教職員等からの公益通報及び前条第2項の規定による通報（次項の外部通報窓口が受理した公益通報に係るものに限る。同項において同じ。）の受理並びにこれらの通報に関する相談及び連絡に係る事務を委託することができる。

2 教職員等は、前項の規定による委託を受けた者（以下「外部通報窓口」という。）に対して公益通報及び前条第2項の規定による通報を行うことができる。

3 外部通報窓口は、前項の規定による通報を受理したときは、その通報をした教職員等の匿名性を確保した上で、速やかに公益通報管理者に報告するものとする。

（外部通報窓口に対する公益通報等）

第13条 第4条第2項ただし書の規定は教職員等が外部通報窓口に対して公益通報を行う場合に、第6条、第11条第3項から第5項まで及び第15条第1項の規定は教職員等から外部通報窓口の前条第2項の規定による通報があった場合に、第7条第1項から第3項まで及び第9条第3項の規定は前条第3項の規定により外部通報窓口から公益通報管理者に対して同条第2項の規定による通報を受理した旨の報告があった場合に、それぞれ準用する。

2 公益通報管理者は、前項の規定により準用する第7条第1項若しくは第5項、第9条第3項又は第11条第5項の規定による通知をするときは、外部通報窓口を通じて行わなければならない。

（公益通報に係る調査の委託等）

第14条 公益通報管理者は、第7条第1項（前条第1項において準用する場合を含む。）の規定により調査を行うこととした場合において当該調査を外部機関が行うのが適当であると判断したときは、当該外部機関に当該調査を委託することができる。

2 公益通報管理者は、前条第1項の規定により準用する第11条第3項の規定による調査を外部機関が行うのが適当であると判断した場合は、当該外部機関に当該調査を委託することができる。

3 公益通報管理者は、必要があると認めるときは、第9条第1項（前条第1項において準用する場合を含む。）の是正措置等又は前条第1項の規定によ

り準用する第11条第3項の是正措置等について審議し、勧告し、及び意見を述べることを外部機関に求めることができる。

(記録管理等)

第15条 公益通報及び第11条第2項の規定による通報の処理に当たっては、これらの通報の概要並びに受理の状況及び対応の経過を記録するとともに、その記録及び関係資料については、公益通報者その他の関係者の秘密を保持しつつ、適切な方法で管理しなければならない。

2 この規程の規定により行う職務に関する文書の保存期間は、5年とする。ただし、他の法令等によりこれを超える保存期間が定められているときは、この限りでない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月26日から施行する。

様式1 (公益通報窓口へ公益通報をする場合)

年 月 日

(あて先) 公立大学法人札幌市立大学公益通報管理責任者

公 益 通 報 書

氏 名	所属 (及び職名)
連絡方法・連絡先	
違法行為等の事実の内容	
違法行為等の事実に関係する者の氏名、所属及び職名	
その他特記事項	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式2 (外部通報窓口へ公益通報をする場合)

年 月 日

(あて先) 公立大学法人札幌市立大学外部通報窓口

公益通報書

氏名	所属(及び職名)
連絡方法・連絡先	
違法行為等の事実の内容	
違法行為等の事実に関係する者の氏名、所属及び職名	
その他特記事項	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式3（公益通報受理・不受理通知）

年 第 号

年 月 日

様

公立大学法人札幌市立大学公益通報管理者
（／公立大学法人札幌市立大学外部通報窓口）

公益通報（受理・不受理）通知

年 月 日にあなたが行った公益通報を（受理する・しない）こととしましたので通知します。

- （受理の場合）対応に必要なと見込まれるおおむねの期間
（不受理の場合）不受理の理由

様式4（調査を開始する・開始しない旨の通知）

年 第 号

年 月 日

様

公立大学法人札幌市立大学公益通報管理者
（／公立大学法人札幌市立大学外部通報窓口）

調査を（開始する・開始しない）旨の通知

年第 号について、調査を（開始する・開始しない）こととしましたので通知します。

- （調査を開始する場合）着手時期
- （調査を開始しない場合）調査しない理由

様式5（調査の進ちよく状況・結果の通知）

年 第 号

年 月 日

様

（／公立大学法人札幌市立大学公益通報管理者）

公立大学法人札幌市立大学公益通報管理者

（／調査委員会）

調査の（進ちよく状況・結果）の通知

年第 号について、調査の（進ちよく状況・結果）を下記のとおり
お知らせします。

○ 調査の（進ちよく状況・結果）

様式6（是正措置等の通知）

年 第 号
年 月 日

公立大学法人札幌市立大学
理事長 様

公立大学法人札幌市立大学公益通報管理者

是正措置等の通知

年 第 号付け公益通報について、調査の結果、下記のとおり規程第4条第1項第○号に定める事実があったと確認されましたので、速やかに是正措置等を取るよう通知します。

- 調査結果により確認された事実の内容

様式7（是正措置等の報告）

年 第 号

年 月 日

公立大学法人札幌市立大学公益通報管理者

様

（／公立大学法人札幌市立大学監事）

公立大学法人札幌市立大学理事長

是正措置等の報告

年 第 号について、行った是正措置等の内容を下記のとおりお知らせします。

○ 是正措置等の内容

様式 8 (是正措置等の通知)

年 第 号
年 月 日

様

公立大学法人札幌市立大学公益通報管理者

是正措置等の通知

年 第 号について、行った是正措置等の内容を下記のとおりお知らせします。

○ 是正措置等の内容

様式 9 (公益通報等管理簿)

年度 公益通報等管理簿

管理番号	受理・不受理	通報者氏名	所属等	備考